

霧島市条例第24号
平成30年3月31日

霧島市障害者福祉作業所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長 中重 真一

霧島市障害者福祉作業所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市障害者福祉作業所の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第160号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表霧島市障害者福祉作業所あいご園の項を削る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。